

病気休暇中における職員の信用失墜行為等に関するその後の経過と今後の対応

1 コンプライアンス（法令遵守）制度の確立について

今回の一連の不祥事は、職員が、服務規律等法令遵守に対する認識に欠けていたこと、さらには、不正、不適切な状況に対する組織としての対応力が欠如していたことに起因するものと考えられます。

そのため、職員が、服務規律や法令を遵守し、不当な要求を断固として排除することのできる組織体制を整備するものです。

（1）仮称「奈良市法令遵守推進条例」の制定

（目的）

公務員として最も基本となる「法令遵守」の姿勢の確立や組織体制の整備を図ることにより、公平公正で透明性の高い民主的な市政を実現する。

（内容）

職員に対しては、職務を公正に遂行することを損なうような、外部からの働きかけや要求は断固として拒否し、組織として対応する体制を確立する。

市民等に対しても職員に対して不当な要求等を行わないよう求めることで、公正かつ透明な職務執行を確保する。

（体制）

- 1 法令遵守に対する監察制度の創設
- 2 不当要求行為等審査会の設置
- 3 不当要求等対策委員会の設置
- 4 不当要求行為等対策リーダーの設置

（施行）

平成19年3月議会に提案し、4月1日からの施行を目指す。

（2）職員の法令遵守等に関する行動規準の策定

（目的）

全職員が、法令を遵守し、かつ、高い倫理観を保持し、職務遂行にあたっては公正かつ透明性が確保され、市民の信頼を損なうことがないように自らを律するための行動規準を策定する。

（内容）

職員の公務員としての基本的な心構えや責務、また任命権者、管理職員に対する責務等、職員の行動規範を規定する。

2 病気休暇制度の見直しについて

現在の病気休暇制度等を見直し、病気休暇等の制度の悪用を防止するとともに、制度が真に病気で苦しんでいる職員を救済するための制度として正しく機能するよう、現行の制度を改め、平成19年1月1日から実施すべく、現在、組合と慎重に協議を進めているところです。

（見直しの概要）

- 1 年間の病気休暇の取得日数を制限する。

- 2 病気休暇や休職期間が通算して3年を超え、なお、回復の見込みがない場合は、医師の証明により分限免職とする。
- 3 職員の病状を確認するため、長期の病気休暇者に対して、所属長に自宅訪問の実施と報告を義務づける。
- 4 特に、心の健康問題等により休職中の職員が、早期に職場復帰できるように、「試し出勤制度（リハビリ出勤制度）」の実施に向けて検討していく。

3 職員分限懲戒審査委員会について

職員の分限処分及び懲戒処分の審査について、より一層の公正を期するため、同委員会の委員として学識経験者及び弁護士を委嘱する。また、女性の意見も重要であるので女性委員を登用します。

そのために、平成18年12月議会に、奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例を提案し、奈良市分限懲戒審査委員会を奈良市の附属機関に位置づけします。奈良市分限懲戒審査委員会規則を改正し、平成19年1月1日から施行します。

4 長期病気休暇者問題について

(1) 中川昌史に対する給与返還請求

給与返還に向けて、4医療機関に対し73通の診断書の内容確認を実施し、その回答書を市の産業医に検証してもらいましたが、病気の虚偽申請を証明する事実は判明せず、病気の虚偽申請の立証は困難と判断しました。

しかし、放映されたA医療機関の医師のインタビューから、虚偽申請の疑いが強いと判断し、弁護士とも相談の上、今年中に自主返還の請求を行う予定です。

期限までに自主返還に応じない場合は、訴訟を提起して返還を求めてまいりたいと考えています。

(2) その他の長期病気休暇者の調査

現在、平成13年からの5年10月の期間に、病気休暇（公傷・入院を除く）によって、勤務をしなかった日が91日以上ある年が3年以上ある職員で、3つ以上の病名で診断書を出している職員を抽出し、調査を進めています。

(対象者数)

18名（現職は17名、退職者1名）

(所属)

現職は全て環境清美部、退職者は消防局

(医療機関への照会)

18名分の診断書総数は2,907通（59医療機関）

未回答の258通については、医療機関から本人の同意が必要との回答であったため、本人に同意書の提出を求めているところです。

現在のところ医療機関からの回答では、病気の虚偽を立証する事実は判明していません。

(本人の事情聴取)

現在入院中の1名と退職者を除き16名について事情聴取を終了しましたが、本人の事情聴取からは、病気の虚偽申請は認められませんでした。

本人に対し、市町村共済組合に対し、診療報酬明細書を請求するために、委任状と印鑑証明を提出するよう要請し、現在、14名から委任状と印鑑証明を得ています。

なお、医療機関に対する同意書は13名から得ています。
(診療報酬明細書の照会)

現在、8名の委任状と印鑑証明を添付して、共済組合に診療報酬明細書の交付を申請しています。残りについても順次申請します。

(今後の対応)

今後、診断書を記載した医師の回答と診療報酬明細書の内容を審査して、職員の病気休暇の真偽を総合判断してまいります。

5 同和行政を真に人権行政にするための検討委員会について

平成18年11月30日に、第1回「奈良市の同和行政を真に人権行政にするための検討委員会」を開催しました。

(1) 検討した内容

- ・同和地区への優遇施策について
 - 固定資産税に係る個人給付的事業について
 - 国民健康保険料の個人給付的事業について
 - 保育園保育料減免措置について
- ・旧同和地区を含む学校や地区内の保育所・公共施設等への職員の加配について
 - 保育士の同和加配について
 - 奈良市人権教育推進教員設置要項に定める、奈良市人権教育推進教員の配置について
- ・同和関連団体および事業に対する市の補助金について
 - 同和対策活動事業補助金について
 - 奈良市企業人権教育推進協議会事業補助金について
 - 人権ふれあいスポーツ大会事業補助金について
 - 奈良市人権教育推進協議会の運営補助について

(1) 今後の日程について

第2回検討委員会 12月15日(金)午後1時～

検討内容

- ・関連団体への事業委託について
- ・人権文化センターや児童館の運営について
- ・市有地や市施設の管理と使用について

第3回検討委員会 12月27日(水)午後1時～

検討内容

- ・同和関連団体などとの協議体制や協議内容について

その他

1月末を目途に一定の方向性を出していく予定です。

6 談合防止対策について

今回の談合の発覚後、談合防止対策のひとつとして、閲覧室が密室とならないための改修を行いました。また、当該入札の参加業者を指名停止にするとともに、入

札制度等検討委員会を開催し、談合防止対策の検討を行いました。

(1) 指名停止

競売入札妨害により逮捕された澤田組、三条建設、松石工務店を11月20日より12ヶ月間の指名停止

競売入札妨害により逮捕された吉美建設を12月1日より12ヶ月間の指名停止

奈良県発注工事における競売入札妨害により中川建設を12月4日より9ヶ月間の指名停止

当該入札に参加した9業者及び委任により参加した1業者、計10業者が書類送検されたことにより12月5日より12ヶ月間の指名停止

(2) 談合防止対策

11月27日(月)入札制度等検討委員会で次のことについて協議。

郵便入札制度を全業種及び全ランクに導入することの承認

(平成19年4月1日から導入)

最低制限価格の見直しの検討

電子郵便入札の早期導入についての検討

指名競争入札で建設コンサルタント等に郵便入札制度導入についての検討

今後も、効果的な談合防止策整備等、入札制度の改革に取り組んで参ります。